

地区整備計画	建築物等に 関する 事項	地区の 区分	地区の名称	戸建・低層住宅地区（青山台3丁目（1））
			地区の面積	約1.1ha
		建築物等の用途の 制限	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 住宅（住戸の数が3以上の長屋及び共同住宅を除く。以下、「住宅」という。）</p> <p>(2) 住宅で事務所その他これらに類する用途を兼ねるもの のうち建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第130条の3第1号、第6号及び第7号に定めるもの</p> <p>(3) 診療所</p> <p>(4) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に定める公益上必要な建築物</p> <p>(5) 前各号に掲げる建築物に附属するもの（令第130条の5に定めるものを除く）</p>	
		建築物等の敷地面積 の最低限度	200㎡	
		建築物等の高さの 最高限度	建築物及び工作物の高さは、10m以下とする。	
		建築物等の形態又は 色彩その他の意匠の 制限	<p>(1) 建築物の敷地の地盤面の高さは、この地区整備計画の決定の告示の日における高さとし、変更してはならない。ただし、整地、造園、自動車車庫の設置等のための必要最小限度の変更は、この限りでない。</p> <p>(2) 建築物等の形態又は色彩その他意匠については、周辺のまちなみとの調和を図るものとし、周辺の環境を損なわないものとしなければならない。</p> <p>(3) 屋外広告物を設置するときは、周囲の環境と調和するよう、設置場所、大きさ、色彩等に配慮しなければならない。</p>	
		垣又は柵の構造の 制限	<p>(1) 道路に面する垣又は柵で建築物に附属するものは、生垣又はネットフェンス・鉄柵等の透視可能な構造とする。</p> <p>(2) 敷地内の空地は、樹木などにより緑化に努める。</p>	

「区域は計画図表示のとおり」